事業者の皆様へ

神栖市事業ごみ適正処理ガイドブック

神栖 KAMISU

令和7年1月版（令和6年12月改訂）
発行元　神栖市生活環境部 廃棄物対策課

５Ｒを心がけましょう

神栖市では、一般廃棄物処理基本計画における基本理念として、
①発生抑制　（Ｒｅｆｕｓｅ）
②排出抑制　（Ｒｅｄｕｃｅ）
③修理・修繕（Ｒｅｐａｉｒ）
④再使用　　（Ｒｅｕｓｅ）
⑤再生利用　（Ｒｅｃｙｃｌｅ）
という５Ｒの考え方を掲げています。

今後とも、市民・事業者・行政の協働による５Ｒの推進とともに、環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりを進めていきます。
事業者の皆様におかれましても、環境問題から目をそらさず、ぜひ、神栖市の将来を見据えた事業ごみ処理に努めるようお願いいたします。

ごみの減量にご協力ください

ごみの搬入には処理手数料がかかりますが、資源の搬入には処理手数料がかかりません

オフィス・公共施設等

紙ごみ削減に取り組みましょう

■ミスコピー紙等は裏紙として使用する。
■封筒は社内・庁内で繰り返し使う。
■OA用紙等は資源として排出し、リサイクルする。

まだ使えるものは再利用しましょう

■不要となった事務用品は他部署で再利用する。

リサイクルに努めましょう

■ペットボトル・プラスチック製容器包装・空き缶・空きビン・紙は資源として排出し、リサイクルする。

使い捨て製品の使用はなるべく控えましょう

■マイカップやマイ箸を使用し、使い捨て製品のごみを削減する。

工場等

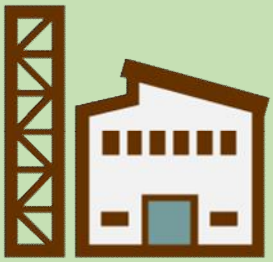

ごみ削減に取り組みましょう

■原料に無駄が生じないよう調達する。
■原料に再生資源を積極的に使用する。
■工程を見直し、ごみが生じにくい工程にする。
■『通い箱(通函)』を使用し、ごみとなる運搬・梱包資材を削減する。

ごみになりにくい製品の製造等に努めましょう

■過剰包装を避ける。
■リターナブル容器や詰め替え可能な製品の開発・生産を行なう。
■寿命の長い製品の開発を進める。
■交換部品の確保など、修理体制を充実させる。
■自社製品を回収し、リサイクルする。

小売業等

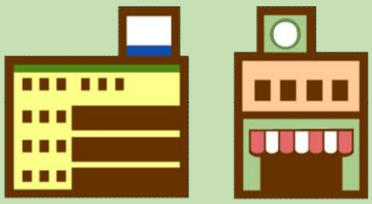

ごみ削減・リサイクルに努めましょう

■マイバッグ使用を推進し、レジ袋の配布削減に取り組む。
■詰め替え商品やリサイクル商品を積極的に販売する。
■梱包材にはリサイクル可能な素材を採用する。

食品廃棄物の削減に努めましょう

■値引き販売等により、売れ残りを削減する。
■食品・食材の小分け売り等を行なう。

飲食業等

食品廃棄物の削減に努めましょう

■少量から注文できるようにする。
■消費者の自己責任の下、持ち帰りを許可する。

使い捨て製品の使用はなるべく控えましょう

■分包シュガー・紙コップ・割り箸・紙おしぼり等の使用を控える。

目次

1　廃棄物の区分　P. 1

（1）廃棄物の定義 ..... P. 1
（2）廃棄物の種類 ..... P. 1

2　事業者の責務　P. 1

3　資源・事業ごみの種類　P. 2～P. 4

（1）資源の種類 ..... P. 2
（2）事業系一般廃棄物の種類 ..... P. 2
（3）産業廃棄物の種類 ..... P. 3
（4）神栖市・鹿島地方事務組合のごみ処理施設に搬入できる産業廃棄物 ... P. 4

4　資源・事業ごみの処理　P. 5～P. 7

（1）資源・事業ごみの処理の流れ ..... P. 5
（2）事業ごみを出す際の注意点 ..... P. 5
（3）資源・事業ごみの搬入方法 ..... P. 6
（4）資源・事業ごみの分別方法・処理手数料・搬入先 ..... P. 7

5　５０音分別手引き表　P. 8～P. １４

あ～お ..... P. 8
お～き ..... P. 9
く～し ..... P. １０
す～つ ..... P. １１
つ～は ..... P. １２
は～ほ ..... P. １３
ほ～わ ..... P. １４

巻末　主要連絡先等一覧

次のページから
始まります！！

1　廃棄物の区分

関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条

（1）廃棄物の定義

「廃棄物」とは、占有者が自分で利用したり、他人に有償で売却することができないために不要となった、固形または液状のものをいいます。

（2）廃棄物の種類

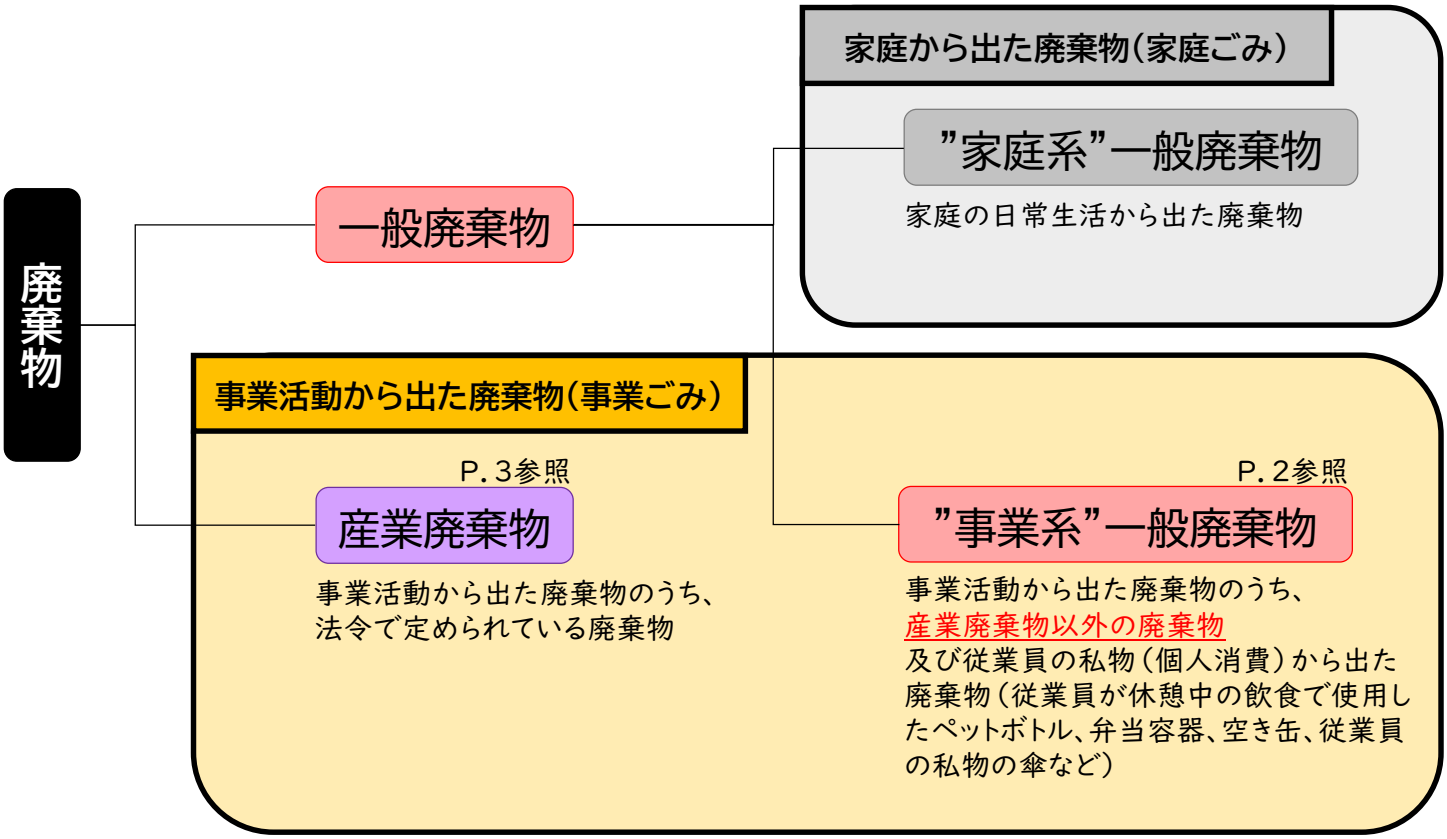

2　事業者の責務

関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条

事業者（※）は、廃棄物の処理に関して、**以下の3つの責務を有します。**

※事業者とは、必ずしも営利を目的として事業を営む者のみとは限らず、公共公益事業等を営む者も含まれるため、注意してください。
例）市役所・学校・病院・警察署 等

①事業ごみを自らの責任において処理しなければならない。

②事業ごみの再生利用等を積極的に行うことにより、減量化に努めなければならない。

③物の製造、加工、販売等に際して、その生産物が最終的には必ず廃棄物になることを考え、その生産物が廃棄物として排出された場合に処理が困難とならないようにしなければならない。

3　資源・事業ごみの種類

（1）資源の種類　※処理手数料がかかりません。

・中をすすぐ、洗うなどして汚れのない状態のもの

分別区分	具体例
プラスチック類 ※プラマーク有り	ペットボトル（キャップ・ラベルを取り、同じ袋に入れる）、発泡スチロール、弁当容器等
ビン・缶	空きビン、空き缶
古紙類 ※十字にしばる	OA用紙、紙パック（牛乳・ジュース類）、雑誌、新聞紙、ダンボール等

（2）事業系一般廃棄物の種類　関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項

・産業廃棄物以外の廃棄物　※P.3の⑬～⑳に該当する場合は産業廃棄物です。

分別区分	具体例
可燃ごみ	イス（木製）、鉛筆、紙パック（飲料用・アルミコーティング）、小麦、米、せん定枝、 たばこの吸殻、生ごみ（厨芥類）、割り箸等

・従業員の私物（個人消費）から出た廃棄物

分別区分	具体例
可燃ごみ	汚れの取れないペットボトル、汚れの取れない弁当容器、ストロー、保冷剤、 マウスパッド等
不燃ごみ	汚れの取れない空きビン、汚れの取れない空き缶、傘、クリアファイル、ボールペン等

（3）産業廃棄物の種類

関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項第1号
同法施行令第2条

神栖市・鹿島地方事務組合のごみ処理施設は、“一般廃棄物”処理施設として設置許可を受けている施設であることから、以下に掲げる産業廃棄物は原則搬入できません。

・あらゆる事業活動から排出されたもの

	種類	具体例
①	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ等
②	汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、 活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、 洗車場汚泥、建設汚泥等
③	廃油	鉱物製油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
④	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
⑤	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液
⑥	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、 固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
⑦	ゴムくず	天然ゴムくず、生ゴム
⑧	金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
⑨	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、 インターロッキングブロックくず、レンガくず、石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、 スレートくず、陶磁器くず等
⑩	鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
⑪	がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、 アスファルト破片その他これらに類する不要物
⑫	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める 特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設 によって集められたもの

・特定の事業活動から排出されたもの

	種類	具体例
⑬	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、 製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
⑭	木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、 木材または木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および 物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 ※貨物の流通のために使用したパレットは全ての業種が対象
⑮	繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、 衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、 羊毛くず等の天然繊維くず
⑯	動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、 魚および獣のあら等の固形状の不要物
⑰	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状 の不要物
⑱	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
⑲	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体

⑳ 上記①～⑲の廃棄物を処分するために処理したもので、上記のいずれにも該当しないもの
（コンクリート固形化物など）

（４）神栖市・鹿島地方事務組合のごみ処理施設に搬入可能である産業廃棄物

関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項
神栖市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第9条第5項

P.3に記載のとおり、神栖市・鹿島地方事務組合のごみ処理施設へ産業廃棄物は原則搬入できません。
しかし、家庭ごみと性状が同じ産業廃棄物に限り、一般廃棄物の処理やその施設に支障をきたさない範囲内で、一般廃棄物と併せて処理を行なうことが可能であることから、神栖市・鹿島地方事務組合のごみ処理施設に搬入することが可能です。
以下の要件全てに合致する産業廃棄物のみ、家庭ごみと性状が同じ産業廃棄物とみなしますので、神栖市・鹿島地方事務組合のごみ処理施設へ搬入する前に、よく確認してください。

【要件１】家庭からでも排出されるような種類の産業廃棄物であること。
一般家庭の日常生活によって生じた一般廃棄物と同様の種類の産業廃棄物であれば搬入可能です。
家庭ごみの分別用に配布している『ごみの出し方・分け方ガイドブック』の50音分別手引き表において、市で処理可能としている廃棄物が対象となります。
なお、『ごみの出し方・分け方ガイドブック』については、巻末の主要連絡先等一覧にリンクを記載していますので、ご参照ください。

【要件2】家庭からでも排出されるような量の産業廃棄物であること。
要件１に合致する種類の廃棄物であっても、一般家庭の日常生活によって生じる量よりも多量の産業廃棄物である場合、一般廃棄物処理やその施設に支障をきたす可能性があることから、その一部または全部について受入を制限することがあります。
なお、粗大ごみについては、１事業所あたり、１日の搬入量を原則５品までとしています。５品を超える場合には、リサイクルプラザへ事前に相談してください。

【要件3】製造過程で排出された産業廃棄物でないこと。
要件１に合致する種類の廃棄物であっても、製造業における製造過程で排出された産業廃棄物は搬入できません。
例）プラスチック製品製造業における製造過程で排出された廃プラスチック類
　　鉄鋼業における製造過程で排出された金属くず 等

【要件4】工場等の設備から排出された産業廃棄物でないこと。
要件１に合致する種類の廃棄物であっても、工場等の設備から排出された産業廃棄物は搬入できません。
例）ベルトコンベヤ等から排出された金属くず・ゴムくず
　　配管設備等から排出された塩化ビニル管・金属くず 等

以上の要件全てに合致する場合でも、一般廃棄物処理やその施設に支障をきたすと判断した場合には、その一部または全部について受入を制限することがあります。
ご不明な点がある場合や、搬入前に確認事項がある場合は、神栖市や鹿島地方事務組合まで、ご相談ください。

4 資源・事業ごみの処理

(1)資源・事業ごみの処理の流れ

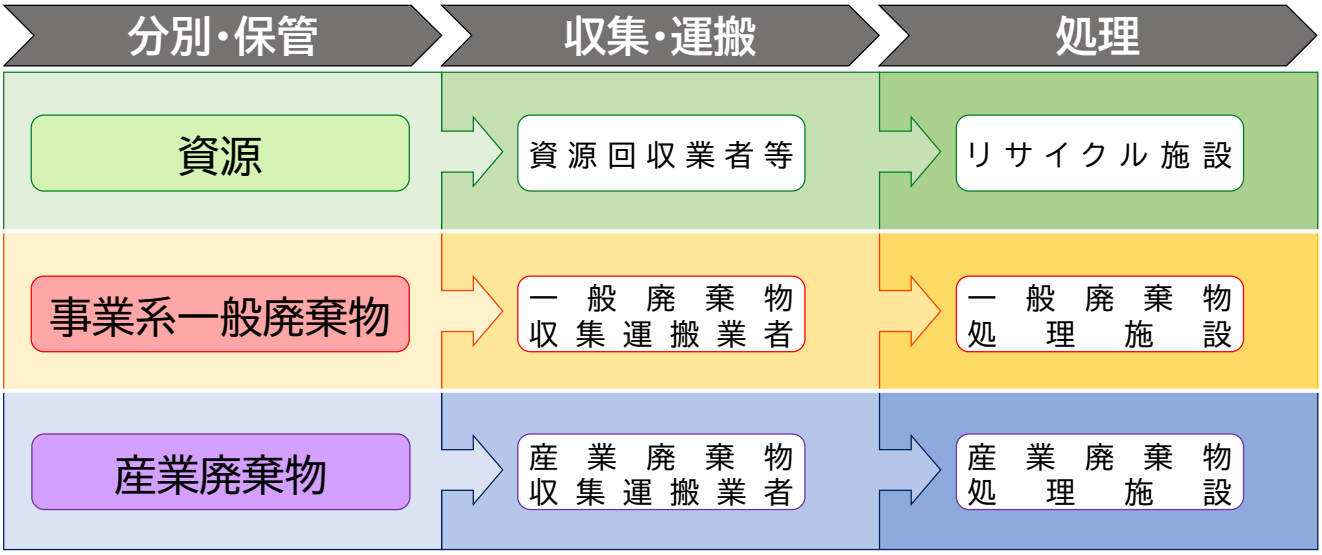

※排出事業者自身（自社）での自己搬入も可能です。

(2)事業ごみを出す際の注意点

関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条
同法第25条第1項第14号

以下の3点にご注意ください。

①事業ごみは家庭ごみの集積所には出せません。

→事業ごみを家庭ごみの集積所に出した場合は、不法投棄とみなされます。
なお、不法投棄をした者には、
罰則（5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはこの併科（法人は3億円以下の罰金））が課されます。

②事業ごみの処理には、適切な施設、事業者を利用してください。

→事業ごみは、事業者の責任で処分しなければなりません。
事業ごみを出す際は、自社により自己搬入するか、許可業者へ収集運搬を委託してください。
なお、ごみ処理施設や収集運搬許可業者は、一般廃棄物と産業廃棄物で2種類の許可に分かれています。
処理するごみの種類と同じ許可を持つごみ処理施設へ自己搬入するか、許可業者に収集運搬を委託してください。
詳細についてはP.6をご確認ください。

③住居と店舗が一緒である場合も分別が必要です。

→住居と店舗や事務所等の事業所が同一の建物であっても、事業ごみは家庭ごみの集積所には出せません。家庭ごみ・事業ごみを分別し、適切に処理してください。

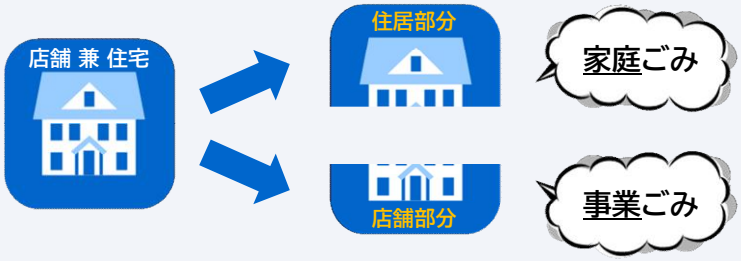

（3）資源・事業ごみの搬入方法

①自己搬入

事業者が自社で出した事業ごみを神栖市・鹿島地方事務組合のごみ処理施設に自己搬入することができます。
自己搬入先は、P.7をご確認ください。

②許可業者への委託

必要な許可を受けた業者へ、収集運搬を委託することができます。
排出する事業系一般廃棄物や産業廃棄物の種類や量を把握した上で、業者に相談してください。
各種許可業者に関する情報は、巻末の主要連絡先等一覧から確認してください。

《注意事項》

関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第6項及び第7項
同法第12条第5項
同法第12条の3第1項
同法第25条第1項第6号
同法第27条の2第1号

■無許可の業者に委託したり、許可上取り扱えない品目について委託してしまうと、
罰則（5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはこの併科）が課されます。
委託する業者の許可内容と有効期限を事前によく確認してください。

■事業系一般廃棄物の収集運搬を委託された業者は、他の業者への再委託が禁止されていますので、委託する業者の持ち込み先を事前によく確認してください。

■産業廃棄物の引き渡し時には、委託する業者に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する必要があります。マニフェストを交付しないと、
罰則（1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはこの併科）が課されます。

③ごみ収集指定袋の使用

資源・事業ごみを神栖市・鹿島地方事務組の施設へ搬入する際は、神栖市が指定するごみ収集指定袋を使用しなければなりません。
※ただし、可燃ごみで、かつ一度に大量に排出されるため、指定袋を利用する事が困難である廃棄物(穀物ダスト、刈草等)は、鹿島地方事務組合へ事前に相談してください。

 緑色の指定袋	○可燃ごみ

 橙色の指定袋	○資源 ○不燃ごみ ○有害ごみ ○危険ごみ

（４）資源・事業ごみの分別方法・処理手数料・搬入先

事業ごみを神栖市・鹿島地方事務組合のごみ処理施設に搬入する場合、所定の処理手数料がかかります。資源の搬入には処理手数料がかかりません。
ごみ処理施設は、搬入する資源・事業ごみの種類ごとに分かれていますので、以下を確認し、適切に分別して、適切な搬入先に搬入してください。
分別方法は、家庭ごみと基本的に同様の方法となりますので、巻末の主要連絡先等一覧から『ごみの出し方・分け方ガイドブック』を参照してください。
なお、粗大ごみについては、１事業所あたり、１日の搬入量を原則５品までとしています。
５品を超える場合には、リサイクルプラザへ事前に相談してください。

種類		処理手数料（※１）	搬入先	受付曜日
資源（※２）	○ペットボトル ○プラマークのある プラスチック類 ○ビン・缶 ○古紙類	無 料	① 【神栖地域の事業所】 神栖市第一リサイクルプラザ 神栖市南浜1－10 電話番号　0299－96－8075 受付時間　8:30～16:00 【波崎地域の事業所】 神栖市第二リサイクルプラザ 神栖市波崎9602 電話番号　0479－44－2071 受付時間　8:30～16:00	月曜日～土曜日 （ただし、12/31～1/3を除く）
事業系一般廃棄物	○可燃ごみ（※3）	１９０円（税抜）/１０ｋｇ ３７０円（税抜）/１０ｋｇ（※4）	② 【神栖地域の事業所】 鹿島共同可燃ごみクリーンセンター 神栖市東和田21－11 電話番号　0299－97－1501 受付時間　9:00～16:00 【波崎地域の事業所】 広域波崎RDFセンター内仮設搬入所 神栖市波崎9602 電話番号　0479－40－4332 受付時間　8:30～16:00	
	○不燃ごみ ○危険ごみ ○粗大ごみ（※5）	１９０円（税抜）/１０ｋｇ	①と同様	
産業廃棄物	家庭ごみと性状が同じである産業廃棄物（※6） ○可燃ごみ（※3）	１９０円（税抜）/１０ｋｇ	②と同様	
	家庭ごみと性状が同じである産業廃棄物（※6） ○不燃ごみ ○危険ごみ ○粗大ごみ（※5）	１９０円（税抜）/１０ｋｇ	①と同様	
	家庭ごみと性状が同じである産業廃棄物（※6） ○有害ごみ（※7）	１，０００円（税抜）/１０ｋｇ	①と同様	
	家庭ごみと性状が異なる産業廃棄物（※8）	神栖市・鹿島地方事務組合のごみ処理施設で処理できません。 産業廃棄物処理業許可業者へ処理を委託してください。		

※１　１０ｋｇ未満であっても、その重量を１０ｋｇとして計算します。
※２　汚れていたり、分別ができていないものは、資源として受け取れません。
※３　長さ５０ｃｍ、太さまたは厚さ２０ｃｍを超える場合は、切ったり束ねたりして小さくしてから出してください。
※４　穀物ダストや刈草など、一度に大量に出ることから、指定袋を使用することが困難である廃棄物の場合。
搬入希望がある場合には、鹿島地方事務組合へ事前に相談してください。
※５　１事業所あたり、１日の搬入量は原則５品までとなります。５品を超える場合には、リサイクルプラザへ事前に相談してください。
※６　P.４の要件に合致する産業廃棄物を指します。
※７　蛍光灯・乾電池を指します。水銀灯は搬入できません。蛍光灯は、１事業所あたり、年間の搬入量が５０本までとなります。
※８　P.４の要件に合致しない産業廃棄物を指します。

5　５０音分別手引き表

用語説明

分類		搬入先	
資源	リサイクル可能であるものを指します。	リサイクルプラザ	神栖地域の事業所：神栖市第一リサイクルプラザ 波崎地域の事業所：神栖市第二リサイクルプラザ
一廃	事業系一般廃棄物を指します。 ※特定の事業活動から排出される場合は産業廃棄物です。	可燃ごみの処理施設	神栖地域の事業所：鹿島共同可燃ごみクリーンセンター 波崎地域の事業所：広域波崎RDFセンター内仮設搬入所
産廃	産業廃棄物を指し、右に産廃品目を記載しています。 ※製造過程で排出されるものは搬入できません。	搬入できません	神栖市や鹿島地方事務組合のごみ処理施設に搬入することができず、業者への処理委託が必要である場合。

リサイクル可能であるものは、原則リサイクルするよう努めてください。

	品名	分類		備考	搬入先
あ	空き缶	資源		中をすすいでから搬入してください。	リサイクルプラザ
		一廃		汚れが取れず、従業員の私物（個人消費）である場合。	リサイクルプラザ
		産廃	金属くず	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	空きビン	資源		中をすすいでから搬入してください。	リサイクルプラザ
		一廃		汚れが取れず、従業員の私物（個人消費）である場合。	リサイクルプラザ
		産廃	ガラスくず	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	アクリル板	産廃	廃プラ	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	アルミサッシ	産廃	金属くず	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	安全靴	産廃	廃プラ 金属くず	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
い	衣装ケース	産廃	廃プラ	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	イス（金属製）	産廃	金属くず	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	イス（プラスチック製）	産廃	廃プラ	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	イス（木製）	一廃			リサイクルプラザ
		産廃	木くず	P. 3の⑭に該当する場合は産廃です。 P. 3～P. 7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	一斗缶	産廃	金属くず	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	衣類乾燥機	産廃	廃プラ 金属くず	P. 3～P. 7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。 ※家庭用機器であれば、家電リサイクル法対象です。	搬入できません
	インクカートリッジ	産廃	廃プラ	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
う	うちわ（プラスチック製の骨組）	産廃	廃プラ	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
え	エアコン	産廃	廃プラ 金属くず	P. 3～P. 7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。 ※家庭用機器であれば、家電リサイクル法対象です。	搬入できません
	LED照明	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	塩化ビニル管	産廃	廃プラ	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
	エンジンオイル	産廃	廃油	P. 3～P. 7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。 ※オイル吸着剤を使用したものは搬入可能です。（可燃ごみの処理施設）	搬入できません
	延長コード	産廃	廃プラ 金属くず	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	鉛筆	一廃			可燃ごみの処理施設
お	OA用紙	資源		ひも等で十字にしばってから搬入してください。 汚れている場合は一廃です。（可燃ごみの処理施設）	リサイクルプラザ
		産廃	紙くず	汚れていて、P. 3の⑬に該当する場合は産廃です。 P. 3～P. 7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません

リサイクル可能であるものは、原則リサイクルするよう努めてください。

	品名	分類		備考	搬入先
お	温度計(水銀使用)	産廃	水銀廃棄物	P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。 ※国のガイドライン等に従い処分してください。	搬入できません
	温度計(デジタル)	産廃	廃プラ 金属くず	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
か	化学繊維品	産廃	廃プラ	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
	傘	一廃		従業員の私物(個人消費)である場合。	リサイクルプラザ
		産廃	廃プラ 金属くず	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	カセットテープ	産廃	廃プラ	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
	カセットボンベ	産廃	金属くず	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。 ※中身を使い切って、穴をあけて出してください。	リサイクルプラザ
	カッターナイフ	一廃		従業員の私物(個人消費)である場合。	リサイクルプラザ
		産廃	廃プラ 金属くず	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	壁紙	一廃		紙製のみ搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
		産廃	紙くず	紙製でもP.3の⑬に該当する場合は産廃です。 P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	紙パック(飲料用・アルミコーティング)	一廃			可燃ごみの処理施設
		産廃	金属くず 紙くず	P.3の⑬に該当する場合は産廃です。 P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	紙パック(牛乳・ジュース類)	資源		中をすすぎ、切り開き乾かしたものをひもで束ねて搬入してください。 汚れが取れないものは一廃です。(可燃ごみの処理施設)	リサイクルプラザ
		産廃	紙くず	汚れていて、P.3の⑬に該当する場合は産廃です。 P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	紙袋(紙のみ)	資源		ひも等で十字にしばってから搬入してください。 汚れているものは一廃です。(可燃ごみの処理施設)	リサイクルプラザ
		産廃	紙くず	汚れていて、P.3の⑬に該当する場合は産廃です。 P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	紙袋(特殊加工)	一廃			可燃ごみの処理施設
		産廃	紙くず	P.3の⑬に該当する場合は産廃です。 P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	紙やすり	一廃			可燃ごみの処理施設
		産廃	紙くず	P.3の⑬に該当する場合は産廃です。 P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	ガラス製品	産廃	ガラスくず	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	瓦	産廃	陶磁器くず	P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	乾燥剤シリカゲル(泥状)	産廃	汚泥	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
	乾燥剤シリカゲル(粒状)	一廃			可燃ごみの処理施設
	乾電池	産廃	廃プラ 汚泥 金属くず	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
き	キーボード(パソコン用)	産廃	廃プラ 金属くず	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	機械油	産廃	廃油	P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	漁網	産廃	廃プラ	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
	金庫	産廃	金属くず	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。 ※耐火金庫は搬入できません。	リサイクルプラザ

リサイクル可能であるものは、原則リサイクルするよう努めてください。

	品名	分類		備考	搬入先
く	釘	産廃	金属くず	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	草	一廃			可燃ごみの処理施設
	靴(化学繊維製)	産廃	廃プラ	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
	靴(天然皮革・繊維類)	一廃			可燃ごみの処理施設
		産廃	繊維くず	P.3の⑮に該当する場合は産廃です。 P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	クリアファイル	産廃	廃プラ	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	クリップ	産廃	金属くず	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	軍手・軍足	産廃	廃プラ	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
け	蛍光管・蛍光灯	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。 1事業所あたり、年間の搬入量を50本までとしています。	リサイクルプラザ
	結束バンド	産廃	廃プラ	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
こ	小麦	一廃			可燃ごみの処理施設
		産廃	動植物性残さ	P.3の⑯に該当する場合は産廃です。 P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	ゴム製品(合成ゴム製)	産廃	廃プラ	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
	ゴム製品(天然ゴム製)	産廃	ゴムくず	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
	米	一廃			可燃ごみの処理施設
		産廃	動植物性残さ	P.3の⑯に該当する場合は産廃です。 P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
さ	作業服	産廃	廃プラ	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
	雑誌	資源		ひも等で十字にしばってから搬入してください。 汚れているものは一廃です。(可燃ごみの処理施設)	リサイクルプラザ
		産廃	紙くず	汚れていて、P.3の⑬に該当する場合は産廃です。 P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
し	CD	産廃	廃プラ	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
	シールの台紙	一廃			可燃ごみの処理施設
		産廃	紙くず	P.3の⑬に該当する場合は産廃です。 P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	磁気カード	産廃	廃プラ	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	自転車	産廃	廃プラ 金属くず	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	シャープペンシル	一廃		従業員の私物(個人消費)である場合。	リサイクルプラザ
		産廃	廃プラ 金属くず	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	充電器	一廃		従業員の私物(個人消費)である場合。	リサイクルプラザ
		産廃	廃プラ 金属くず	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	消火器	産廃	廃プラ 金属くず	P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。 ※販売店・消火器リサイクルの特定窓口(販売代理店)に相談してください。	搬入できません
	新聞紙	資源		ひも等で十字にしばってから搬入してください。 汚れているものは一廃です。(可燃ごみの処理施設)	リサイクルプラザ
		産廃	紙くず	汚れていて、P.3の⑬に該当する場合は産廃です。 P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません

リサイクル可能であるものは、原則リサイクルするよう努めてください。

	品名	分類		備考	搬入先
す	スコップ	産廃	廃プラ 金属くず	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	スチール棚	産廃	金属くず	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	ストーブ	産廃	廃プラ 金属くず	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。 ※電池・燃料は取り除いて搬入してください。	リサイクルプラザ
	ストロー	一廃		従業員の私物(個人消費)である場合。	可燃ごみの処理施設
		産廃	廃プラ	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
	スパナ	産廃	金属くず	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	スポンジ	産廃	廃プラ	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
	炭(未使用)	一廃			可燃ごみの処理施設
		産廃	木くず	P.3の⑭に該当する場合は産廃です。 P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	スリッパ	産廃	廃プラ	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
せ	せっけん	産廃	廃油	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
	洗濯機	産廃	廃プラ 金属くず	P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。 ※家庭用機器であれば、家電リサイクル法対象です。	搬入できません
	せん定枝	一廃			可燃ごみの処理施設
そ	雑巾	産廃	廃プラ	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
	掃除機	産廃	廃プラ 金属くず	事業用機器は搬入できません。 P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	ソーラーパネル	産廃	廃プラ 金属くず	P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	ソーラーライト	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	ソファー	産廃	廃プラ 金属くず	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
た	台車	産廃	廃プラ 金属くず	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	タイヤ	産廃	廃プラ ゴムくず	P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	タイヤのホイール	産廃	金属くず	P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	たばこの吸殻	一廃			可燃ごみの処理施設
	ダンボール	資源		ひも等で十字にしばってから搬入してください。 汚れているものは一廃です。(可燃ごみの処理施設)	リサイクルプラザ
		産廃	紙くず	汚れていて、P.3の⑬に該当する場合は産廃です。 P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
ち	茶碗	一廃		従業員の私物(個人消費)である場合。	リサイクルプラザ
		産廃	廃プラ 陶磁器くず	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	チラシ(広告紙)	資源		ひも等で十字にしばってから搬入してください。 汚れているものは一廃です。(可燃ごみの処理施設)	リサイクルプラザ
		産廃	紙くず	汚れていて、P.3の⑬に該当する場合は産廃です。 P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	ちり紙	一廃			可燃ごみの処理施設
つ	机(金属製)	産廃	金属くず	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	机(プラスチック製)	産廃	廃プラ	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ

リサイクル可能であるものは、原則リサイクルするよう努めてください。

	品名	分類		備考	搬入先
つ	机(木製)	一　廃			リサイクルプラザ
		産廃	木くず	P. 3の⑭に該当する場合は産廃です。 P. 3～P. 7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
て	DVD	産廃	廃プラ	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
	テレビ	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	P. 3～P. 7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。 ※家庭用機器であれば、家電リサイクル法対象です。	搬入できません
	電球	産廃	金属くず ガラスくず	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	電話機	産廃	廃プラ 金属くず	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
と	陶磁器	産廃	陶磁器くず	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	トタン	産廃	廃プラ 金属くず	P. 3～P. 7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	塗料(固形)	産廃	廃プラ	P. 3～P. 7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	塗料(水性・液状)	産廃	廃酸 廃アルカリ 廃プラ	P. 3～P. 7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	塗料(油性・液状)	産廃	廃油 廃プラ	P. 3～P. 7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
な	長靴	産廃	廃プラ	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
	生ごみ(厨芥類)	一　廃			可燃ごみの処理施設
		産廃	動植物性残さ	P. 3の⑯に該当する場合は産廃です。 P. 3～P. 7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	南京錠	産廃	金属くず	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
に	ニカド電池(Ni－Cd)	産廃	廃プラ 汚泥 金属くず	P. 3～P. 7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	ニッケル水素電池(Ni－MH)	産廃	廃プラ 汚泥 金属くず	P. 3～P. 7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
ね	ネット	産廃	廃プラ	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
	粘着テープ(紙製・天然繊維製)	一　廃			可燃ごみの処理施設
	粘着テープ(化学繊維製)	産廃	廃プラ	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
の	農業用資機材	産廃	廃プラ 金属くず	P. 3～P. 7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	農薬類(水性・液状)	産廃	廃酸 廃アルカリ	P. 3～P. 7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	農薬類(油性・液状)	産廃	廃油	P. 3～P. 7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	ノートパソコン	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	P. 3～P. 7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	のこぎり	産廃	廃プラ 金属くず	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
は	灰	産廃	燃え殻	P. 3～P. 7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	廃食用油	産廃	廃油	P. 3～P. 7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	パソコン	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	P. 3～P. 7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	バッテリー	産廃	廃酸 廃アルカリ 廃プラ 金属くず	P. 3～P. 7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。 ※一部水銀廃棄物にあたるものがあります。	搬入できません
	発泡スチロール	資　源		プラマークが付いている場合。	リサイクルプラザ
		産廃	廃プラ	プラマークが付いていない場合。 P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ

リサイクル可能であるものは、原則リサイクルするよう努めてください。

	品名	分類		備考	搬入先
は	刃物	産廃	廃プラ金属くず	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	パレット(木製)	産廃	木くず	P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。 ※パレットは、木製でも業種に関係なく産廃です。	搬入できません
	パレット(プラスチック製)	産廃	廃プラ	P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	ハンマー	産廃	廃プラ金属くず	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	ハンガー	産廃	廃プラ	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
ひ	PPバンド	産廃	廃プラ	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	ビデオテープ	産廃	廃プラ	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
	ビニールホース	産廃	廃プラ	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
ふ	フィルム	産廃	廃プラ	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
	プラスチック製容器包装	資源		中をすすいでから搬入してください	リサイクルプラザ
		一廃		汚れが取れず、従業員の私物(個人消費)である場合。	可燃ごみの処理施設
		産廃	廃プラ	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
	古布(化学繊維製)	一廃		従業員の私物(個人消費)である場合。	可燃ごみの処理施設
		産廃	廃プラ	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
	古布(天然繊維製)	一廃			可燃ごみの処理施設
		産廃	繊維くず	P.3の⑮に該当する場合は産廃です。 P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	ブロック	産廃	がれき類	P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	フロッピーディスク	産廃	廃プラ	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
へ	ペットボトル	資源		中をすすいでから搬入してください。	リサイクルプラザ
		一廃		汚れが取れず、従業員の私物(個人消費)である場合。	可燃ごみの処理施設
		産廃	廃プラ	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
	ヘルメット	産廃	廃プラ	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
ほ	ポイントカード(紙製)	一廃			可燃ごみの処理施設
		産廃	紙くず	P.3の⑬に該当する場合は産廃です。 P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	ポイントカード(プラスチック製)	産廃	廃プラ	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	包装紙(紙のみ)	資源		ひも等で十字にしばってから搬入してください。 汚れているものは一廃です。(可燃ごみの処理施設)	リサイクルプラザ
		産廃	紙くず	汚れていて、P.3の⑬に該当する場合は産廃です。 P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	包装紙(特殊加工)	一廃			可燃ごみの処理施設
		産廃	紙くず	P.3の⑬に該当する場合は産廃です。 P.3～P.7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	ボールペン	一廃		従業員の私物(個人消費)である場合。	リサイクルプラザ
		産廃	廃プラ金蔵くず	P.4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ

リサイクル可能であるものは、原則リサイクルするよう努めてください。

	品名	分類		備考	搬入先
ほ	ホチキス	一　廃		従業員の私物(個人消費)である場合。	リサイクルプラザ
		産廃	廃プラ 金蔵くず	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	ポリバケツ	産廃	廃プラ	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	保冷剤	産廃	汚泥 廃プラ	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
ま	マウス	産廃	廃プラ 金属くず	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	マウスパッド	産廃	廃プラ	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
	巻き尺(メジャー・コンベックス)	産廃	廃プラ 金属くず	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	マグネット	産廃	廃プラ 金属くず	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
	マッチ	一　廃		水で濡らしてから搬入してください。	可燃ごみの処理施設
め	メディアケース(CD等のケース)	産廃	廃プラ	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
も	モップ	産廃	廃プラ	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
ら	ライター	産廃	廃プラ 金属くず	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。 中身を使い切ってから搬入してください。	リサイクルプラザ
	ラップ類	産廃	廃プラ	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
り	リチウムイオン電池(Li－ion)	産廃	廃プラ 汚泥 金属くず	P. 3～P. 7を確認し、適切な業者に処理を委託してください。	搬入できません
	リモコン	産廃	廃プラ 金属くず	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
る	ルーペ	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
れ	レインコート	一　廃		従業員の私物(個人消費)である場合。	可燃ごみの処理施設
		産廃	廃プラ	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	可燃ごみの処理施設
ろ	ロッカー	産廃	金属くず	P. 4の要件に合致する場合は搬入可能です。	リサイクルプラザ
わ	割り箸	一　廃			可燃ごみの処理施設

主要連絡先等一覧

問 合 せ 窓 口

問合せ内容	相談先	所在	電話番号
■資源・事業ごみの分別方法に関すること	神栖市生活環境部廃棄物対策課 リサイクル推進グループ	神栖市溝口4991-5	0299-90-1148
■一般廃棄物処理業許可に関すること ■一般廃棄物処理業許可業者に関すること	神栖市生活環境部廃棄物対策課 処理対策グループ		0299-90-1530
■資源・事業ごみの搬入に関すること 資源　不燃ごみ　有害ごみ　危険ごみ　粗大ごみ	■神栖地域の事業者 神栖市第一リサイクルプラザ	神栖市南浜1-10	0299-96-8075
	■波崎地域の事業者 神栖市第二リサイクルプラザ	神栖市波崎9602	0479-44-2071
■事業ごみの搬入に関すること 可燃ごみ	鹿島地方事務組合施設整備課	神栖市居切660-3	0299-90-1266
■産業廃棄物処理業許可に関すること	茨城県県民生活環境部廃棄物規制課 不法投棄対策室	水戸市笠原町978-6	029-301-3033
■産業廃棄物処理業許可業者に関すること	（一社）茨城県産業資源循環協会	水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル	029-301-7100

ご み 処 理 施 設

搬入するごみの種類	施設名	所在	電話番号
■神栖地域の事業者 資源　不燃ごみ　有害ごみ　危険ごみ　粗大ごみ	神栖市第一リサイクルプラザ	神栖市南浜1-10	0299-96-8075
■波崎地域の事業者 資源　不燃ごみ　有害ごみ　危険ごみ　粗大ごみ	神栖市第二リサイクルプラザ	神栖市波崎9602	0479-44-2071
■神栖地域の事業者 可燃ごみ	鹿島共同可燃ごみクリーンセンター	神栖市東和田21-11	0299-97-1501
■波崎地域の事業者 可燃ごみ	広域波崎ＲＤＦセンター内仮設搬入所	神栖市波崎9602	0479-40-4332

各 種 リ ン ク

	リンク概要	リンク名・ＵＲＬ・ＱＲコード
各種許可業者	一般廃棄物処理業許可業者の一覧	神栖市廃棄物対策課ＨＰ『事業ごみの処理委託は許可業者へ』 ＜ https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/waste/1002674/1002675.html ＞
	産業廃棄物処理業許可業者の名簿	（一社）茨城県産業資源循環協会ＨＰ『会員名簿検索』 ＜ http://www.ibaraki-sanpaikyo.or.jp/?page_id=78 ＞
分別方法	■神栖地域の事業者向け 資源・事業ごみの分別方法	神栖市廃棄物対策課ＨＰ『ごみの出し方・分け方ガイドブック（神栖地域用）』 ＜ https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/011/342/202406_kamisugaidobukku1.pdf ＞
	■波崎地域の事業者向け 資源・事業ごみの分別方法	神栖市廃棄物対策課ＨＰ『ごみの出し方・分け方ガイドブック（波崎地域用）』 ＜ https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/011/341/202404_hasakigaidobukku1.pdf ＞